所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

別紙の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和５年８月１日

長崎地方法務局諫早支局　登記官　西　久　保　勝　之

別 紙

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積（㎡）
3117−2021−0009	諫早市土師野尾町又819番	ため池	9．91
3117−2021−0010	諫早市土師野尾町857番	原野	297
3117−2021−0011	諫早市土師野尾町878番	原野	82
3117−2021−0023	諫早市土師野尾町又1199番	ため池	46
3117−2021−0046	諫早市土師野尾町1555番ロ1	田	49
3117−2021−0050	諫早市土師野尾町1566番イ1	田	128
3117−2021−0060	諫早市土師野尾町1695番4	公衆用道路	23